

# 北九州市請負工事検査要綱

制定	昭和50年	6月28日
改正	昭和52年	4月1日
改正	平成7年	8月1日
改正	平成18年	4月1日
改正	平成20年	4月1日
改正	平成24年	2月1日
改正	平成27年	8月1日
改正	平成28年	4月1日
改正	平成30年	1月1日
改正	令和4年	4月1日
改正	令和6年	4月1日

## (目的)

第1条 この要綱は、別に定めがあるもののほか、北九州市が発注する請負工事（以下「工事」という。）の検査について必要な事項を定め、工事の適正かつ効率的な施工の確保及び品質の確保・向上を目的とする。

## (検査の実施)

第2条 工事の検査は、北九州市工事執行規則第14条に基づく検査員が行うものとする。

なお検査員は次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 専門検査員 技術監理局技術部検査課に所属する課長及び係長とする。
- (2) 臨時検査員 技術監理局に所属する一般技術員（専門検査員を除く）の部長、課長及び係長とする。
- (3) 指定検査員 工事の施工を主管する課（これに相当する組織を含む。）の長（以下「工事担当課長」という。）及び工事担当課長が指名する係長とする。

2 指定検査員が検査を行う工事は、請負金額が1000万円未満の工事とする。ただし、工事担当課若しくは受注者から専門検査員による検査の要求があった場合、又は技術監理局長が必要と認めた場合は除く。

3 検査員は、監督員と兼ねることができない。

## (検査の種類)

第3条 検査の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 完成検査 工事の完成を確認するための検査
- (2) 一部完成検査 工事全体の完成に先だって、性格上可分の工事の完成部分を

確認するための検査

(3) 出来形検査 工事の完成前に部分払の必要がある場合において、工事の出来形を確認するための検査

(4) 中間技術検査 工事の施工途中における施工体制、施工手順、工程管理、出来形管理、品質管理、安全管理等の実施状況を確認するための検査

(検査の基準)

第4条 検査技術基準は、別に定めるものとする。

(検査の期間)

第5条 検査員は、完成（出来形）届が受理された日から14日以内に検査を行わなければならない。

(関係書類の熟知等)

第6条 検査員は、検査を行う場合は、あらかじめ検査の対象となる工事の設計図書その他の関係書類を熟知しておかななければならない。

2 検査員は、前項の関係資料に基づき厳正かつ公正な検査を行い、工事の成果の適否を判定しなければならない。

(書類による判定)

第7条 検査員は、地中、水中、その他の検査を行い難い部分については、監督員から工事施工の状況を聞くとともに記録写真、品質試験表その他の関係資料に基づいて、その適否を判断しなければならない。

(破壊等による判定)

第8条 検査員は、検査を行う場合において、必要があると認めるときは、構造物の安全性等を考慮して最小限度の破壊又は試験を行い、出来上がりの適否を判定するものとする。

(検査の立会い)

第9条 検査員は、検査を行う場合において、工事関係職員及び受注者又はその代理人の立会いの上、行うものとする。

(修補を要する工事の検査)

第10条 検査員は、検査の結果、工事の修補が必要であると認めたときは、受注者に対し、修補指示書により修補を指示しなければならない。

2 検査員は、修補完了届が受理された日から14日以内に再検査を行わなければならない。

(検査結果の保管及び工事成績の評定)

第11条 検査員は、検査を終了したときは、検査台帳に当該工事に係わる検査結果を記載し、保管しなければならない。

2 検査員は、完成検査、一部完成検査及び出来形検査が終了したときは、直ちに当該工事に係る工事成績評定表を「北九州市請負工事成績評定要領」（以下「評定要領」という。）に基づいて作成しなければならない。

3 検査員は、前2項の検査結果及び工事成績評定表を直ちに権限を有する者に提出しなければならない。

(検査結果の回付)

第12条 検査員は、前条の検査結果及び工事成績評定表を直ちに契約担当課長に回付しなければならない。

2 前項に定める回付は、完成検査の場合に限る。

(工事成績評定表の無効)

第13条 第11条第2項に基づき作成された工事成績評定表は、北九州市工事請負契約約款第47条の2の規定に基づき発注者が当該工事の契約の解除権を行使した場合は無効とする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、実施上の細目について必要な事項は、技術監理局長が定める。

付 則

この要綱は、昭和50年6月28日から実施する。

付 則

この要綱は、昭和52年4月 1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 7年8月 1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成18年4月 1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成20年4月 1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成24年2月 1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成27年8月 1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成28年4月 1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成30年1月 1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和 4年4月 1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和 6年4月 1日から実施する。